平成２５年（フ）第２７８０号
大阪市淀川区田川２丁目９番24号　丹波屋文化207号
債務者　宮岡　育子
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９１４号
大阪府高槻市大塚町５丁目９番９号
債務者　栗山　友見（旧姓原口）
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９３３号
大阪府吹田市佐竹台２丁目４番７―608号
債務者　西本ゆう子
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９８７号
大阪市鶴見区諸口２丁目13番11号、前住所大阪市鶴見区徳庵１丁目１番62―801号
債務者　下園ひとみ
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９９６号
大阪府門真市岸和田２丁目25番７号
債務者　山下　浩樹
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９９８号
大阪市阿倍野区西田辺町２丁目５番27号　ジャバ貿易商会５号室
債務者　永田　　了
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０２５号
大阪府池田市鉢塚２丁目９番18号
債務者　田口　幸子
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０３９号
大阪市住之江区北加賀屋１丁目２番20号
債務者　東田　隆治
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０５２号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目13番４号　マンションエスカルゴ301
債務者　多々納宏之
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８８９号
名古屋市南区中割町２丁目21番地
債務者　廣瀬由紀子こと　平井由紀子
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第２１７号
和歌山市大垣内767番地、商業登記簿上の本店所在地和歌山市吐前933番地
破産者　株式会社マアキンズ
1　決定年月日　平成25年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第７１号
埼玉県蕨市塚越２―14―17　蕨北野マンション201、商業登記簿上の本店所在地東京都台東区小島１丁目６番13号
破産者　株式会社アーバック
1　決定年月日　平成25年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２６７号
さいたま市南区鹿手袋３丁目11番７号エルパーク205
破産者　株式会社Ｌｅｄ　Ｂｌｏｃｋ
1　決定年月日　平成25年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６３号
栃木県那須塩原市錦町15番３号　ラ・フォンテーヌ302号
破産者　室井　敏明
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第４６９号
神奈川県海老名市国分北２丁目６番７―205号、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区西原３丁目７番５号
破産者　株式会社富士枝
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５５号
川崎市高津区二子４丁目１番２号
破産者　株式会社テフコ
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１８８８号
愛知県愛西市見越町古堤起513番地
破産者　株式会社宇佐美創建
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３５５号
岐阜市柳戸１番地　インキュベーション施設ユニット１階
破産者　株式会社ＧＵＮＴ
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部